北千葉道路とは

北千葉道路の概要

・国道４６４号北千葉道路は、市川市と成田市を結ぶ全長約４３ｋｍの道路です。
・東葛飾、北総地域の東西方向の骨格となる道路であり、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田空港を結ぶことにより、国際競争力の強化を図るとともに、地域間の交流連携、物流の効率化など、地域の活性化に寄与することが期待されます。
・令和３年度より、市川市堀之内から市川市大町までの一般部３．５ｋｍ及び専用部（※１）１．９ｋｍの区間が、北千葉道路（市川・松戸）として、国の直轄権限代行事業(※２)により、事業着手されました。

※１：自動車専用道路を専用部と呼んでいます。
※２：国道４６４号の道路管理者である千葉県に代わり、国が道路整備を行います。

市川市～鎌ケ谷市区間 整備イメージ

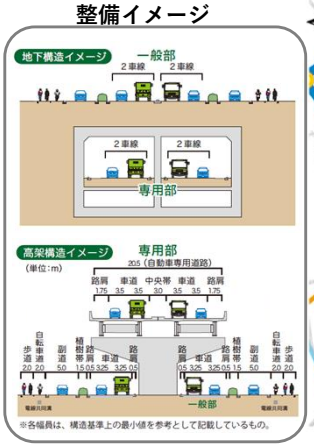

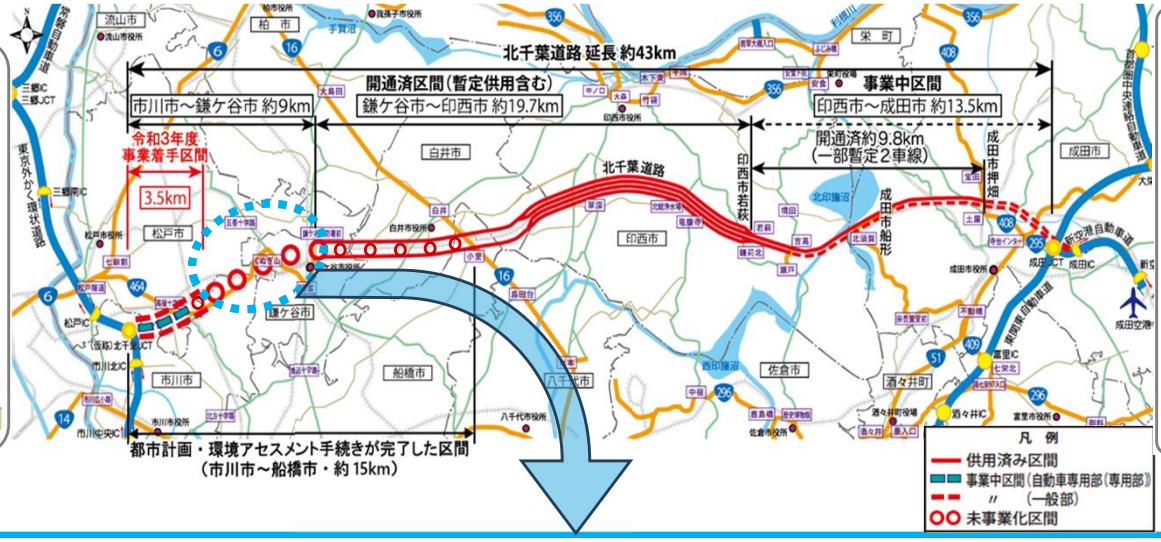

北千葉道路の広報動画

北千葉道路の概要について

北千葉道路の予定地を千葉県が先買いします

土地の先買い制度について

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、都市計画区域内等に所在する一定規模以上の土地を有償で譲渡する場合は「届出」が必要です。また、地方公共団体等に対して、土地の売渡しを希望する場合は「申出」ができます。県は北千葉道路の早期開通のため、本制度を利用し、市川市大町～鎌ケ谷市初富までの区間の北千葉道路の予定地を先買いします。

買取に係る土地の条件

県との売買契約締結の日までに更地であることや、抵当権などの諸権利が設定されていないことなど条件があります。
条件についてはホームページをご確認ください。

先買いに関するホームページ

問い合わせ先

北千葉道路の先買いに関すること

千葉県　県土整備部　道路計画課　北千葉道路班
☎　０４３－２２３－３１２４

公有地の拡大の推進に関する法律の届出・申出に関すること

市川市　街づくり部　開発指導課
☎　０４７－７１２－６３３１、６３３２
松戸市　街づくり部　都市計画課
☎　０４７－３６６－７３７２
鎌ケ谷市　都市建設部　都市計画課
都市政策室
☎　０４７－４４５－１４２２

北千葉道路広報ワーキンググループ

●目的：北千葉道路(市川市～白井市)の検討状況等に関する広報活動等を実施
●構成員：千葉県、市川市、松戸市、鎌ケ谷市、船橋市、白井市
●問合せ先（事務局）：千葉県 県土整備部 道路計画課 北千葉道路班　TEL：043-223-3124